

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第 618号	ごま油か す及びそ の粉末	7.0胡 麻油粕 粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	かどや製油株式会 社 東京都品川区西五 反田8丁目2番8 号	令和9年7月15 日